



災害ごみについて

災害ごみの出し方

【災害ごみ仮置き場の開設について】

著しく大量の災害ごみが発生し、平時のごみ収集方法では、**市民生活に混乱が生じる恐れが高いと市が判断した場合に限って設置します。**“設置する場合は”防災行政無線・ホームページ・広報紙などを活用して周知します。

【災害ごみの収集方法について】

分別の徹底・処理コスト低減（混合廃棄物減少）・ごみステーションでの散乱防止及び火災防止など、衛生環境の悪化を最小限に抑えられる「災害ごみ仮置き場での収集方式」とし、**排出者の責任で仮置き場まで搬入していただきます。**



路上にあふれた災害ごみ

風水害による災害ごみの分別区分（注意：被災状況に応じて変更する場合があります）

分別基準

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 流木、風倒木（根株と幹は切断） | ③ 太陽光パネル |
| ② 金属ごみ（テレビ等以外）
※金属割合が50%以上の家電類、鉄くず | ④ 石綿含有のごみ
（スレート・断熱材・保温材・サイディング等）
※フレコンバック等の飛散防止が条件 |
| ③ 木製家具類 | ⑤ 混合ごみ（ 不燃性 ）
※事前相談（要） |
| ④ コンクリートブロック | ※やむを得ず分別できない場合に限る！ |
| ⑤ ルーフィング（屋根防水シート） | |
| ⑥ 瓦（陶器製）・レンガ | |
| ⑦ 塩ビ製ビニール・配管 | |
| ⑧ 陶磁器類（茶碗等） | |
| ⑨ ガラス類 | |
| ⑩ 混合ごみ（ 可燃性 ） | |
| ⑪ 瓦（コンクリート製） | |
| ⑫ 畳・布団 | |

その他注意事項

- ・土砂混じりの場合は、スケルトンバックホウ等で選別のうえ持ち込むこと。
- ・運搬車はシート等で荷台全面を覆うなど飛散（落下）防止対策をすること。

持ち込み禁止ごみ

- ・分別がされていない混合ごみ（**土砂混入×**）
※分別後に持ち込むこと！
- ・生ごみ等の腐敗性ごみ
- ・廃自動車、自動二輪等
- ・危険物（バッテリー、消火器、電池類等）
- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ・パソコン、タイヤ、石、土砂等
- ・廃蛍光管等の水銀含有物
- ・菊池市以外で発生したごみ

地震による災害ごみの分別区分（注意：被災状況に応じて変更する場合があります）

分別基準

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 解体木、生木（倒木）
（根株と幹は切断） | ③ 石綿含有のごみ
※スレート・断熱材・保温材・サイディング等
※フレコンバック等で梱包のうえ搬入する |
| ② 畳・布団・マットレス | ④ ルーフィング材（屋根防水シート） |
| ③ ガラス類 | ⑤ 廃蛍光管等（水銀含有物） |
| ④ 陶磁器類（茶碗等） | ⑥ 混合ごみ（ 可燃性 ）※事前相談（要） |
| ⑤ 瓦（陶器製）・レンガ | ⑦ 混合ごみ（ 不燃性 ）※事前相談（要） |
| ⑥ コンクリートブロック、瓦
（コンクリート製） | ※やむを得ず分別できない場合に限る！ |
| ⑦ 太陽光パネル | |
| ⑧ 塩ビ製ビニール・配管 | |
| ⑨ 木製家具類 | |
| ⑩ 金属ごみ（テレビ等以外）
※金属割合が50%以上の家電類、鉄くず | |
| ⑪ 自然石 | |
| ⑫ 墓石等（自然石以外） | |

その他注意事項

- ・土砂混じりの場合は、スケルトンバックホウ等で選別のうえ持ち込むこと。
- ・運搬車はシート等で荷台全面を覆うなど飛散（落下）防止対策をすること。

持ち込み禁止ごみ

- ・分別がされていない混合ごみ（**土砂混入×**）
※分別後に持ち込むこと！
- ・生ごみ等の腐敗性ごみ
- ・廃自動車、自動二輪等
- ・危険物（バッテリー、消火器、電池類等）
- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ・パソコン・タイヤ、石等
- ・菊池市以外で発生したごみ